

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の概要

医療保険制度の安定的な運営を図るため、市町村国保、協会けんぽ、後期高齢者医療制度における保険料の引上げの抑制等のための所要の改正を行う。

概 要

I 市町村国保の保険料軽減のための措置等 (国保法) (③は平成22年7月1日施行)

- ① 財政支援措置の4年間の延長(約2000万世帯 加入者約3600万人 1世帯平均で年間約1.2万円の保険料上昇抑制効果)
 - ・ 「低所得者を抱える市町村」、「高額な医療費」に対する国、都道府県の補助等を引き続き実施。
- ② 市町村国保の財政安定化のため、都道府県単位による広域化を推進
 - ・ 都道府県の判断により、市町村国保の広域化についての方針の作成、市町村の拠出により医療費を賄う共同事業の拡大等を可能とする。
- ③ 保険料滞納世帯であっても、医療を現物給付で受けられる子どもの対象の拡大(中学生以下→高校生世代以下)
 - ・ 一旦窓口で医療費を支払わなければならない資格証明書の交付世帯に属する高校生世代に、短期被保険者証を交付。

II 中小企業の従業員、事業主の保険料軽減のための措置 (健保法等) (①③は平成22年7月1日施行)

- ◆ 協会けんぽの逼迫した財政状況に鑑み、保険料の大幅な引上げを抑制するため、24年度までの3年間において、財政再建のための特例措置を講ずる。(被保険者約2000万人 加入者約3500万人 22年度で労使年間2.1万円の保険料上昇抑制効果)
- ① 国庫補助割合を13%から16.4%に引き上げ
 - ② 単年度収支均衡の特例として、21年度末以降の赤字額について、24年度までの償還を可能とする
 - ③ 後期高齢者支援金について、被用者保険グループでの負担能力に応じた分担方法を導入 (高齢者医療確保法)
 - ・ 後期高齢者の医療費に対する現役世代からの支援金の3分の1(22年度は9分の2)について、保険者の財政力に応じた負担(総報酬割)とする。

III 高齢者の保険料軽減のための措置 (高齢者医療確保法)

- ① 給付変動等に備えるため都道府県に設置している財政安定化基金について、保険料の引上げの抑制に活用できるようにする
- ② サラリーマンに扶養されていた方の保険料の軽減措置を延長する(約190万人 年間平均約2.1万円の保険料上昇抑制効果)
※予算措置をあわせると約3.8万円

施行期日

公布の日

広域化等支援方針の策定について

- ① 改正法により、市町村国保の都道府県単位化を進めるための環境整備として、**新たに都道府県の判断により「広域化等支援方針」(※)の策定ができることに。**
- ② 都道府県は市町村の意見を聴いて策定することとなるが、**可能なものから早期に策定するよう要請。**
- ③ 現在新たな高齢者医療制度について検討されており、広域化等支援方針の内容についても、この影響を受けることが予想されるため、将来目指すべき方向性を掲げつつ、**当面、平成24年度までに取り組むべきものを中心に定めるよう要請。**

(※) 広域化等支援方針のイメージ

都道府県が、国保事業の運営の広域化又は国保財政の安定化を推進するため、市町村の意見を聴きつつ、国保の都道府県単位化に向けて策定する方針。

内容はおおむね以下に掲げる事項。

(1) 事業運営の広域化

- ・収納対策の共同実施
- ・医療費適正化策の共同実施
- ・広域的な保健事業の実施
- ・保険者事務の共通化 など

(2) 財政運営の広域化

- ・保険財政共同安定化事業の拡充
- ・都道府県調整交付金の活用
- ・広域化等支援基金の活用など

(3) 都道府県内の標準設定

- ・保険者規模別の収納率目標
- ・赤字解消の目標年次
- ・標準的な保険料算定方式
- ・標準的な応益割合 など

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の審議経過等について

○ 閣議決定・国会提出 2月12日(金)

1. 衆議院

- ・趣旨説明・質疑 3月25日(木) ※衆・本会議
- ・委員会付託 3月25日(木) ※厚生労働委員会
- ・提案理由説明 3月31日(水)
- ・質疑 ① 4月2日(金) ※2時間50分
- ・質疑 ② 4月7日(水) ※6時間
- ・質疑 ③ 4月9日(金) ※3時間
- ・参考人質疑 4月13日(火) ※3時間
- ・質疑 ④ 4月14日(水) ※6時間
- ・採決(厚労委) 4月14日(水)
- ・議了(本会議) 4月15日(木)

計 20時間50分

2. 参議院

- ・趣旨説明・質疑 4月16日(金) ※参・本会議
- ・委員会付託 4月16日(金) ※厚生労働委員会
- ・提案理由説明 4月20日(火)
- ・質疑 ① 4月22日(木) ※4時間
- ・参考人質疑 4月27日(火) ※2時間15分
- ・質疑 ② 4月27日(火) ※4時間
- ・質疑 ③ 5月11日(火) ※4時間40分
- ・採決(厚労委) 5月11日(火)
- ・議了(本会議) 5月12日(水)

計 14時間55分

3. 公布・施行

- ・公布日 5月19日(水)
- ・施行日 公布の日(ただし、短期被保険者証交付の高校生世代以下への拡大、後期高齢者支援金の総報酬割の一部導入等は7月1日)

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成二十二年五月十一日

参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずること。

一、後期高齢者医療制度及び前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整による拠出金負担によって、運営に困難をきたしている保険者に対する財政支援を、同法案の措置期限である平成二十四年度までの間、継続し、かつ更に充実すること。

二、国民健康保険制度については、広域化等支援及び適切な財政支援を行うこと。

三、高齢者医療制度に係る保険者間の費用負担の調整については、その再構築に向け、広く関係者の意見を聴取するとともに、若年者の負担が過大なものとならないよう、公費負担を充実すること。

右決議する。